

社会労働委員會議録第三十七号

昭和三十三年四月十一日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君
理事 大坪 保雄君 理事 大橋 武夫君
理事 龜山 孝一君 理事 野澤 清人君
理事 八木 一男君
植村 武一君 小川 半次君
加藤 常太郎君 加藤 謙五郎君
小島 徹三君 田子 一民君
田中 正巳君 高瀬 傳君
中山 マサ君 西村 直己君
古川 文吉君 耳 四郎君
井堀 繁雄君 五島 虎雄君
滝井 義高君

出席政府委員

厚生大臣 神田 博君
出席政府委員 (兒童局長)
厚生事務官 高田 浩運君
委員外の出席者
厚生事務官(兒童局長) 高田 浩運君
局長 藤本 捨助君
専門員 川井 章知君

四月十日

引揚者給付金等支給法案中の支給範圍に就て前日マレー引揚者包含の請願(田中給男君紹介)(第二六八五号)同(遠藤三郎君紹介)(第二七六九号)八戸市に労災病院誘致に関する請願(夏堀源三郎君紹介)(第二六八六号)勸業学徒犠牲者の補償に関する請願(田中龍夫君紹介)(第二七一八号)衛生検査技師の身分法制定に関する請願(草野一郎平君紹介)(第二七一

九号)

同外一件(林博君紹介)(第二七四四号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(福田篤泰君紹介)(第二二二〇号)

同(薩摩雄次君紹介)(第二七四三号)角膜移植に関する請願(松前重義君紹介)(第二七三二号)

大工、左官及びこれに準ずる労働者の社会保障に関する請願外一件(三宅正一君紹介)(第二七三二号)

引揚者給付金等支給法案中の支給範圍に就て前日蘭印引揚者包含の請願(遠藤三郎君紹介)(第二七六八号)

地方自治体育病院の整備に関する請願(田中彰治君紹介)(第二七七〇号)

保健婦の身分保障に関する請願(床次徳二君紹介)(第二七七一号)

養老年金制度制定に関する請願(廣川弘輝君紹介)(第二七七二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○藤本委員長 これより會議を開きます。

兒童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。

滝井義高君。

尋ねてみたいと思います。まず、兒童福祉行政の行政機構は、現在厚生省の児童局からどういう系統で末端の福祉法の対象になる児童に及んでいく姿

ができておるのか、それをシステムチックに御説明をお願いしたいと思います。

○高田(浩)政府委員 今お話しした児童行政の機構と申しますか系列と申しますか、それについて申し上げますと、中央におきましては児童局の職員が六十名でございまして、それから地方に参りますと、民生部の独立してございまして、その民生部、あるいは厚生部でありますとか民生衛生部でありますとか、そういうふうな最近機構の改革によつて部としては民生関係が独立をし、あるいは衛生部と一緒にございましてございまして、いづれにしてもそういった部のもとに大部分の府県においては児童課あるいは母子福祉課あるいは婦人児童課といったような、要するに児童ないし母子福祉の問題あるいは婦人の問題に対する独立の課がござい

ます。それから一般の児童福祉行政としましては、御承知の生活保護等と一緒にございまして、それから別系統として児童相談所というものがございまして、これが全国で約百二十カ所ござい

ますが、児童相談所の主たる任務は、いろいろ児童の問題について相談に応じたりあるいは判定を下したりあるいは施設等に入れる場合に措置をしたり、そういうことをやるわけでございまして、どちらかといえば児童に關しま

する専門的な、技術的な、科学的な部分を担当しているわけでございまして、すなわち相談所と福祉事務所とは、福祉事務所の方が行政面、相談所の方が技術面、非常に大ざっぱな申し上げ方をすればそういう格好になるわけでございまして、それから児童に關しま

するものは、一般の福祉関係のほかに衛生関係の仕事が相当ございまして、たとえば肢体不自由児の問題でありますとかあるいは母子衛生の問題でありますとか、そういう関係がございまして、その辺は保健所を通じてこれを行うということになっておるわけでござい

ます。

役所としては以上申し上げた通りでございまして、民生委員に相当いたすものといひましてはいわゆる児童委員、これは民生委員というよりはらになり

ますから、全国で十二万五千といふことになりまして、それから、児童委員は今申し上げましたようないわゆる民間に相当するわけでありますが、役人として特殊な職名を持つて児童福祉法の中に書いてあるものとしましては児童福祉司というものがございまして、約九百名ござい

ます。相談所等に勤務いたしまして、児童の問題についてケース・ワーク等の仕事をやっておるわけであり

ます。そのほかに社会福祉事務所におきましては当然でございまして、大体そういうような系統になっているわけであります。

○滝井委員 今少し系統的に児童局の方から説明がなされましたが、府県の民生部、それから行政面が社会福祉事務所、技術面が児童相談所、衛生面保健所、それからそれらの間に民間には民生委員というものは児童委員、役所関係では福祉事務所が社会福祉主事、児童福祉司、これらの人たちが働いて児童の福祉に万遺憾なきを期してや

ておる、こういうことになっておるようです。その系統的な行政機構とその中に働いておる人たちの大ざっぱな御説明をいただいたのですが、まず私がお尋ねをいたしたい第一点は、府県の行政機構の民生部の中における児童課とか母子福祉課、婦人児童課、こういうような児童福祉を独立の課として担当をしてゐるものが、全国のすべての都道府県にわたつてあるかないかという

ことです。

○高田(浩)政府委員 今お話しの中におきまして児童福祉の關係の専門の課、これは結局児童福祉法が施行されておりましたからほとんど全部の県に置かれておりましたが、最近いろいろ県におきまして行政機構の改革に伴いまして、多少独立の課でなくて一般の社会福祉と同じ課、たとえば厚生課でありますとか社会課でありますとか、そういうところで扱っているところもござい

ます。しかし全体的にいたしましては、そういう独立でなくない程度でございまして、他は全部先ほど申し上げましたような独立の課でやっているような状況でござい

ます。

第一類第七号 社会労働委員會議録第三十七号 昭和三十三年四月十一日

○滝井委員 全国大部分の県が児童福祉を専門に扱う課を持っているにもかかわらず、数県でも独立をして児童福祉を専門に担当する課がなくなったというのは、行政機構の改革でそういうことになったのだらうでございませうが、その理由は一体どういふところにあるのですか。

○高田(港)政府委員 この行政機構の問題は、もちろん児童福祉の仕事が新しいものであるだけに、これを強力に進めていくためには、どうしても専門の課を置いてやる必要があるであらうし、私もとしましては、各県ともその独立の課を置いて責任を持って児童福祉を推進してもらおうという態勢にあることを希望をし、またそのつと要望をしておいたのでございませうけれども、たとえば衛生部と民生部の合併であるとか、そういった意味の一般の行政機構改革の考え方に基くものと思うのでございませう。数県にしましてもそういった状態になったことは、私も非常に残念に思っている次第でございませう。

なお御質問とはちよつとはずれるかとも思いますが、こういった児童行政について、中央、地方の結びつきと申しますか、その辺のところをさらに一そう強化する意味合いを持ちまして、三十二年度の予算におきましては、百八名の全額国庫負担の職員を置くように決定をいたしているのでもございまして、今その準備を進めているわけでございます。大体幹部職員をそれに充てさせるつもりで考えているのでございませう。

○滝井委員 どうも千丈の堤もアリの一穴から破れるように、おそろく全国

の大部分の県が児童福祉の専門の課を置いておるにもかかわらず、数府県がそれを置かなくなったということは、これはやはり日本の児童福祉行政に対して、すでに熱意を欠くという点が出てきたことを示すわけなのです。その出てきた理由は一体どこにあるのか。地方財政が窮乏になったために民生部と衛生部とが一緒になって、そして民生衛生部というようになったものになった。すなわち厚生行政の中における民生関係と衛生関係が一つになったというそのことが、同時に一つのしわ寄せとして、県の機構の中でも一番弱い、しかもわれわれの人間の成長過程でも一番弱点である児童期、そういうような児童の問題を取り扱う児童課にしわ寄せがきていて、あるいは母子福祉課というか、母親と子供の問題を取り扱う課にしわ寄せがくる、あるいは婦人の子供の問題を取り扱う課にしわ寄せがくる、それらのものがだんだんなくなされていくということは、これは地方財政の赤字ということに藉口されて、児童福祉の問題というものが軽視をされる傾向が出てきておるのじゃないかと私は思うのです。こういう傾向に対して、一体厚生省は何らか具体的な対策を打ったのかどうかという点とのことです。これは川崎君が厚生大臣のときに、衛生部が廃止をされる県が出てきたのです。そういう点、私は一応警告を発した。しかしきょうは、これは衛生部の問題が同時に民生部にまで、すでに及んできているという点とのことです。そして衛生部、民生部が一緒になれる。一緒にされた衛生部の中から何か削られる課ができてくる、民生部でも何か削られる課ができてく

ることは、末端の民生行政と衛生行政というものが、地方財政の赤字のために非常に追い詰められた形が出てきている。その追い詰められた形を何か挽回をし、あるいはそれを押し返すだけの対策というものを厚生省はとったことがあれば、どういうような方策をとったか、今後とるつもりがあれば、どういう方策をとってそれを阻止するつもりなのか、こういう点を御説明願いたい。

○高田(港)政府委員 今お話の点につきまして、実は表立った話になりまして、果は県、国は国ということになりまして、非常にかた苦しいことにならなうでございませう。その意味からあつた、こうしたことをこういふ公けの席上で申し上げることもいかにかと思つてございませう。しかし今お話のように専門の課がなくなるといふことは、これは児童福祉行政上最も大きな問題の一つでございませうので、私もとしましては許され得る範囲において、また譲り得る手段において、それが独立を保持し得るように工夫をいたして参つたのでございませう。大体地方におきます機構の問題も、現状においては一段落したような感じにとられるのでございませう。今後とも、このなくなりました県につきましましては、これに独立の課が置かれるように私たちが熱意を傾けて参りたいと思つております。なお去年の自治法の改正によりまして、いわゆる五大都市がいわば府県のランクにおいて仕事をすする部面が出て参りましたので、その機会に五大市におきましては全部児童課が置かれるように話し合ひをいたしまして、そうなたような事情をつけ加

えて申し上げておきたいと思ひます。

○滝井委員 具体的に、どうも地方財政が窮乏化して、そのためにそのしわが一番弱い行政を担当する民生部、衛生部と及ぶ。しかも特に民生部の中でも児童関係に及んでおる。その防止策については、今どうも抽象的なかなか明白な御答弁を得られなかつたのです。この点は大臣が参りましてから大臣からも一つ所見をお伺ひすることにして、一応局長さんの御答弁はその程度にしておきたいと思ひます。

そこで次に、今県の民生部段階の児童課の問題が出ましたが、その次の段階にある社会福祉事務所と児童相談所と保健所であります。これらのものは、それぞれいわば児童問題を担当している末端における重要な機関なんです。一体これらの三者の関係といふものは、どういふ関係になっておるかといふことなんです。なるほど抽象的には、社会福祉事務所は行政面を担当する、児童相談所は技術面、それから保健所は衛生方面を担当するといふことになれば、一応頭の中では分つことができる。しかし一個の幼き人間である児童、人間児童といふものを扱う場合には、これらの三つの官庁がばらばらであつてはならないと思ふ。これらの三つの官庁は絶えず有機的な連絡のもとに、血の通つた行政が行われなければならないと思うのだが、一体福祉事務所と児童相談所と保健所とは、有機的にどんな関係を持つてやられておるかといふことなんです。

○高田(港)政府委員 率直に申し上げまして社会福祉事務所、これはいわばほんとうの第一線の機関になるわけ

で、打ち込んでもらうことが最も必要なことでございませうが、実情としましては生活保護の仕事に非常に追われておりまして、従つて児童福祉の部面にきき得る力というものが必ずしも十分ではない状態でありまして、この点は非常に残念なことではございませう、将来改善を要する一つのポイントであらうと思ひます。それから児童相談所、この目的は先ほど申し上げましたようなものであります。これが全国で約百二十カ所であり、しかもそれがA、B、C、D、各段階に分れておりまして、上の方の段階が実は非常に少いので、いわば相当多くの部分がその設備において、あるいは人力的に組織において十分とは言えない、そういう状態にございまして、これの完全充実ということがやはりまた一つの大きな課題になつておるわけでありませう。それでこの第一線の社会福祉事務所におきましては保護を要する児童の発見、世話等をつかさどるし、それからまた、たとえば精神薄弱児でありますとか、あるいは不良の児童でありますとか、あるいはたものにつましましては児童相談所の判定なりあるいは指導にかけてそれぞれ措置をする、そういう仕組みになつておるのでございませうが、今申し上げましたいわゆる現実の姿からしまして、その辺の機能が十分に発揮されるところまでは行つてないのが実情でございませう。従つて私もとしましては、児童行政を今後健全に進めていくためには、滝井先生の御趣旨もそこにあらうかと思ひますけれども、行政の系統を確立し、そしてこれを充実をしていくことが根本にならなければなら

ないという趣旨から努力をいたしてお

りまして、さしあたり三十二年度にお
きましては、県段階における措置が、
人員の問題につきましては一応この予
算に計上されたような次第でございま
して、この相談所の問題等もいろいろ考
えておることはございましてけれども、
これは今後また十分努力して参りたい
と思ひます。

それから保健所におきましては、た
とえば肢体不自由児の発見であります
とか、あるいは措置でありますとか、
それから妊産婦、乳幼児の保健指導で
ありますとか、そういった面を担当い
たしておるわけでございまして、いわ
ばほかの相談所あるいは社会福祉事務
所とのからみ合ひは割合に少いわけ
でございまして、それから保健所は割合
に歴史も古いし、機能的にはほかの面
よりも充実していることは言うまでも
ございませんが、しかしこれにしても先
般来いろいろ本委員会において御議論
がいろいろありますように、それはそれとして
いろいろむずかしい問題、弱点をばら
んでおるような次第でございまして、
その辺いわば率直に申し上げまして、
足は二つか三つありまして、いずれ
も十分とは申しかねるというのが実情
でございまして、今後これらの問題に
ついては、直接の児童保護の仕事と並
んで、こういった行政面の充実を大い
にはかかっていかなければならないと考
えております。

○滝井委員 どうも今の御答弁を聞いて
みると、たよりないことおびただしい
と思ふのです。これはやはり児童局長
さん自身が、行政の末端について何と
申しますか、その行政機構の脆弱性を
十分認めて慨嘆をされておるというの
が今の御答弁なんです。これでは児童

憲章ができ、児童福祉が強調されてお
るが、全く絵に描いたもちで、末端の
行政というものは真に児童行政を推進
するに足るものでないことが私ははっ
きりわかつた。実は私も今行政機構を
まず冒頭に持ってきたのは、日本の児
童行政の機構というものを厚生当局が
ほんとうに頭に入れてよく考えてみた
ことがあるかどうかということ、一
つ系統的に聞いてみようということ
聞いてみたのです。ところがどうも福
祉事務所においても児童行政というも
のがほとんどやられていない。あなた
のお認め通り、生活保護で追われ
て、児童行政をやっております。ま
た児童相談所も——児童相談所は技術
面の担当なんですが、専門家がいな
い。児童の心理等を担当する者がいな
い。それからこれは当然そういう社会
心理的なものを見るときに、児童の
人間心理を見る人がいなければなら
ぬ。そういう医師その他が相当充実さ
れていなければならぬが、これがいな
いのです。とにかく府県の末端にある
児童相談所にはそういうものはいま
せん。ほとんど事務官がやっております。
これはあとで具体的に触れていきます
が、同時に今度は県の中央児童相談所
とでも申しますか、比較的建设物はり
っぱです。しかし中身は専門家がいた
って十分に動けないという状態なんです。
そうしますと、保健所は今あなたが
言ったように伝統があるけれども、こ
れは主として肢体不自由児の発見と
か、妊産婦、乳幼児を取り扱うとい
うと、児童福祉行政の本流ではないの
です。むしろこれはアシスタント的な役
割を演ずる補助的なものなんです。
そうするとやはりその三本の柱の中の

ささえる二本の柱というものは福祉事
務所と児童相談所、これでは不十分
なぬと思ふのです。行政面と技術面が
非常に有機的な密接な連絡がとられな
ければならぬが、今の御説明を聞いて
みると、それら二つの役所の有機的な
連絡というものはないのである。ほと
んどないと言つていい。こういう点は
十分考慮しなければならぬが、一体今
後それらのものをどういう工合にや
っていくかということなんです。特に市
においては福祉事務所が市独自のもの
として運営されていっております。そう
しますと都道府県の福祉事務所は、県の
地方事務所と申しますか、県の出張所
が扱つておるから、県の所管の児童相
談所とは割合に連絡がとられておる。
ところが市の福祉事務所は一つの独立
の機関となつてやつておる関係上、県
の所管にある児童相談所との連絡は必
ずしも都府県の場合ほど密着をしてい
ない。こういう点あなた方はお考えに
なつたことがあるかどうか知りません
けれども、福祉事務所と児童相談所が
並列的な関係になつて、有機的な連絡
をとらなから児童福祉の行政を推進し
ていくとするならば、まず福祉事務
所と児童相談所との有機的な連絡、特
に福祉事務所の中でも市の所管による
福祉事務所と県の所管下の児童相談所
というものをどういう工合に結びつけ
ていくか、これは私は今後の行政にお
ける非常に重要な点ではないかと思
う。そういう点が反省をされ検討をさ
れていかれたことがあるかどうか。い
かされたことがなければ、今後どうい
う工合にやつていくのか。

○高田(浩)政府委員 今お話のありま
した通りに実は私も残念ながら感じ

ておるのでございまして、これは弁解
がましいことを申し上げるわけではご
ざいませんが、児童行政が、いわば戦
後の混乱時期に発足をいたしました。そ
の当時緊急に処理をしなければなら
ない児童をたくさんかかえており、そ
の後児童行政の面で実際に措置をし
なければならぬ児童の問題をたくさん
かかえておりました。従つてそちら
の直接的な事業の面に非常に迫られて
おりました。行政面の充実が、歴史的
に見れば多少立ちおくれしておつたとい
うふうに解釈せられない点もないでは
ないかと考えられるのでございまして。
しかし今後児童行政がこまごま参ります
と、やはり児童行政を今後支えてい
き、これを充実していくためには、
どうしても今お話のありました行政の
系列をはっきりし、そうしてこれを充
實していくということがやらなければ
あつた。結局花が咲きつばなしになつて、
あとは細々と幹をつないでいくとい
うような格好のものになつて、将来
大へん心細いようなことになるわけ
でございまして、この点私児童局に参
りまして、ほかの皆さん方の御意見も
承り、この点を何とかしなければと
いうことで実は苦心をいたしておるの
でございまして。そこでこの福祉事務
所と相談所との関係について、両者の関
係というものの前に、たとえば相談所
について見ますと、これはやはり一般
の事務の者がやるのではなく、ある
いは精神衛生なり、あるいは心理な
り、あるいは教育なり、そういう専門
的な専門家を集めて、いわゆる専門
的な技術的な仕事を遂行するその前提
として、そういった仕事についての医学
的な、あるいは心理学的な、教育学的

な、あるいは心理学的な、教育学的
な、そういった学問に裏づけされたい
わゆる技術の体系というものが確立さ
れて、その上にそういう専門家をそ
えて、この相談所というものがそれら
の中心になつていくという態勢にしな
ければならぬし、また当初の考え方
もそうであつたと思ふのでございま
す。現実には全体の数が少い上に一つ
一つの相談所をつかまえてみますと、
そういったあるべき姿からすれば非常
に遠い実情にあるのでございまして。
これらの数の問題は一応将来の問題とし
て、A、B、C、D、この四段階くら
いに分けてその規模がなつておるの
であります。A、B、C、D、この四段階
は非常に僅少でございまして、従つて
それ以下のものを何とか上の方に引き
上げる、そのための設備面あるいは人
的面の充実をはかつていくということが
やはりこの相談所の問題については
第一に着手すべきことではないかとい
うようなことで、三十一年度の予算編
成、三十二年度の予算編成の場合にお
きまして、これらの点を十分努力をい
たしたのでございまして、また
笑が結んでいないということが現実で
ございまして。

社会福祉事務所の問題につきまして
は、これは生活保護との関係におい
て、従つて逆から言へば、社会福祉事務
所の人的な力と申しますか、そういう
たものと相対をいたしまして児童福
祉なりあるいは身体障害者の福祉の問
題なり、そういう問題について十分
力を出すだけの状態になつてないので
ありまして、その点は人の問題とそれ
から事務運営のやり方の問題、ある
いはそれに関連する経費の問題、さしあ
たつての解決策としてそういう問題

について考えなければならぬと思つておるのでございます。多少経費の面等につきましては三十一年度の予算等において手当をいたしましたけれども、それらの点を今後考えていきたいと思ひます。今お話のように、根本的にはこの辺の問題はいろいろ考えれば切りのない問題でございますが、さしあたって現実に即応した着実な改善方策というものを打ち立てて進んで参りたい考えで努力して参りましたし、今後ともそのようなことで進んで参りまして、将来の根本的にどうするかという問題は、その上でさらにまた現実に即して考えを立てなければならぬ、そういうふうに考えておるのであります。

○滝井委員 今の御説明の中で、事業面に非常に力を入れた、その充実が追われて行政面が立ちおくれたということでございますが、事業が非常に順当に行われ、しかもその行う事業というものが最小の努力をもって最大の効果を上げていくということは、やはり行政が系列化し、整つておらなければ能率は上らないと思ふのです。そういう点で、やはり事業の充実と行政の面の充実というものは車の両輪のようなもので、私はある程度並行していくべきものだと思ふのです。ところがどうも今の御説明でも理解がいくように、福祉事務所なり児童相談所というものは全く充実をしていない。局長さん自身がお認めになるようにきわめて心細い限りである。これは大臣が来てから聞きたいと思ひますが、私は現在の厚生省の行政をじつと見てみますと、保険局や社会局の行政というものは非常にはなばなししいし、充実してきていて、ところがそれよりかゝつと先に考えな

ければならぬこの公衆衛生、すなわち予防面と児童福祉、おとなになる前の段階というものが一番大事なんですよ、こういう予防面と子供の段階というものが一番弱いのです。私はこれは今後厚生行政の一つの力を入れなければならぬ重点だろつと思ふのです。これは大臣が来てからその意見を伺ひますが、どうもあなたの方の局というものは厚生省の中でもいわば日の当たらない局になつてゐる。こういう点は山口さんとともに手を携えてがんばつてもらわなければならぬと思ふのです。こういうものは金を食ひます。金を食うけれども、その金は永久に食うものじゃない。やはり一時金を入れればそれから先は何とか事が回り、社会環境その他が児童問題が解決するにつれてよくなつてくれば、今度はその子供が成長し、おとなになるにつれて金がかからないようになる。いわゆる国家百年の大計というものを今の自民党の政策は忘れておる。そういう点は一つあなたの方が大臣を通じて政府、与党に警告を発するような形をとらなければいかぬと思ふ。これは今ここに与党の諸君も聞きになつておる通りですが、全く自信がない。あなたのような日本人の児童問題の権威者が担当されても自信がないんですから、これは大へんなことです。私はそういう点を大臣が来てからもう一べん繰り返します。

そこで役所というものは、末端の役所というものが、行政面においても、技術面においても、衛生関係においてもきわめて心細いということがわかりました。今度は役所の中の働いておる人間の方はどうかということですが、まず人間の関係を見てみますと、生活保

護の機構というものは社会局が中央で充実しておるようには非常に充実してきておるのです。まず膨大な生活保護費なり医療扶助費を削るために充実してきておるようでありましたが、とにかく充実してきておる。これに反して児童福祉機構というものは実に見劣りをするのです。これは今具体的に児童相談所なり福祉事務所で指摘してはつきりわかつてきた。そうすると、今度はそこに働いておる人間の関係、すなわちこれら二つの事務所で働く中心は何かというところと社会福祉主事です。それからあなたの方の児童相談所は児童福祉司でしよう。一体児童福祉司というものは定員が充足されておるのか、いないのか、お聞きしたい。

○高田(清)政府委員 児童行政は確かに社会保障の部門の中におきましては、あるいは予防的な、あるいは早期発見、早期治療的な役割を果すべき部門であるし、従つて今後社会保障の部門の行政が充実をしていくに従つてこれを効率的に運営をするために、やはりそういう面を充実することによつて、本人の問題もさることながら、社会的な負担もそれに応じて適正にやつていく、そういうふうなことがこの社会保障の行政を進めていく上において考えなければならぬ最も重要な点であると思ふ。最初私は勘で、あおりますし、また厚生省がこの社会保障の仕事を進めていく上においてもそういう点を十分考慮していくようにお互いに気をつけておるのでございます。それから行政の面あるいは事業の面については、御指摘のようにいろいろ難点がございますし、弱点があることは言うまでもないのでございますけれども、

ども、何しろ終戦後やつと誕生をして、こゝろで児童福祉法が制定せられてから十年、児童局が誕生いたしましたから満十年というやうなことで、ほかの行政部門に比べますと歴史が非常に浅い。その浅い歴史の中において四苦八苦してきたのがこれは偽らざる現状であらうと思ひますし、従つて現状は現状として将来われわれが努力をし、また拡充をしていかなければならぬ部分があることを十分認識をして、それらの現在の持つてゐるところの欠陥なり弱点を如実に認めてこれを是正していく、そういう意味で考えているのでございまして、将来に非常な不安を持つて自信なくふらふらしてゐる、そういう意味ではないことを念のために御了承いただきたいと思ひます。

今の児童福祉司は、定員は約千名近くでございますが、そのうち充足されておりますのが約七百名でございます。○滝井委員 定員千名のところで七割の充足率なんですね。機構的にもしいたげられておるし、しかも人間的にもいたげられておるという事になれば、日本の児童行政はもうこれ劣悪きわまりないといわなければならぬと思ふのです。これは大臣が来てからそういうところも大臣に十分私の方から質問をして、認識を新たにしてもらわなければならぬと思ふ。最初私は勘で、あなたの方と予防面の公衆衛生局というものは最も金を入れなければならぬところだ——金を入れさえすれば病人なんかなくなります。それから生活保護なんかになる者も、子供のときからの訓育いかによつて、より多くの者がおとなになつてからやはり生活保護を受けなくていい立場になる可能性が出

てくる。これは予防行政と児童行政が相待てば、そういう形が出てくる。あなた自身が御説明になつたように——予防行政というものは、早期発見、早期治療が大事なんです。予防行政と全く軌を一にしているものです。ところがその千人必要なのが七百人ということになるれば、予防行政をやる保健所と同じです。保健所はやはりことし予算を一ぱいもらったにしても七割の充足しかできない。医者のごときは六割そこそこだというやういうあわれな状態なんですね。これは予防的な面が日本の行政では全く日の当たらないところになつてゐるという事です。やはり私たちは物事のもの考えなければならぬ。昔から言つてゐるやうに、上流をたださずして下流の水が清くなるという事はない。百年河清を待つという言葉がありますが、上流をそのまゝはつておいて下流がきれいになるといふことはない。これはもう少しがんばつてもらわなければだめだ。

そうしますと、一体児童福祉司と社会福祉主事との関係ですね、社会福祉主事は生活保護と身体不自由者の援護を中心にして仕事をしておる。余暇があれば児童問題もちよつとやつておるかもしれせん。一体この関係は末端の行政の場ではどういう工合になつておるのか。

○高田(清)政府委員 いわゆる社会福祉主事というものは、社会福祉事務所を中心として児童福祉あるいは身体障害者の福祉あるいは生活保護等一般的な社会福祉をやつております関係上、むしろ一般的に児童の福祉の問題をならんでおる。それから児童福祉司は、どちらかといへばそれよりも少し専

門的といいますが、個別的といいますが、そういった観点で児童福祉をにらんでおいて、そういうような関係でございまして、いわば一般と特別との関係でございまして、具体問題になればどちらでどうというふうにはつきり分けられない面もあるかと思ひますけれども、両方相互に連絡を合せて、その辺協力をしてやっておるような次第でございまして。

○滝井委員 児童福祉司の方は、特別な関係、特に専門的に個別的にやる、それから社会福祉主事の方は一般的にやる、こういうことなんです、が、今度改正されます法の十一條をくらんになると、「児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。」こうなっているわけですが、問題はここの「市町村長に協力を求めることができる」という点が、私が今指摘をした児童福祉司と社会福祉主事の関係になってくるのです。市町村長に協力を求めるというわけは、実際には、市でいえば市町村長という者は、その行政の児童福祉のすみからすみまで精通しているわけではない。当然市の所管の福祉事務所、これに行つてその専門にやつておる社会福祉主事との関係でやはり協力が得られることになる。町村の場合は、少し性質が違つてきますけれども、一応市の場合に例をとればそういうことになる。従つて社会福祉主事と児童福祉司との関係といふものがある程度明白に把握しておかないと、うまく行政はいかない。特に児童福祉司が相談所長の定める担当区域を持つということにな

ると、ますますその感を深くする。なぜならば、この社会福祉主事もみんな担当区域を持つてゐるのです。担当区域を持つて、生活保護の家庭を、たとえば数は今ちよつと忘れましたが、百軒なら百軒、二百軒なら二百軒という担当区域を持つてゐるわけですね。その福祉主事の担当区域よりも、もつと広い範囲のものを児童福祉司は持つてゐる。なぜならば、社会福祉主事というのは、全国で見ると多分八千くらいだったと記憶しております。そうするとその十分の一の八百人か七百人そこそこだ、定員は千人だが実際は七百人くらいしかいないんだから、社会福祉主事十人に対して一人の割合で児童福祉司がある、こういう関係になる。従つて行政面で一般的な面を推進をしていって、個別的に心理学まで心得て當てていく児童福祉司との関係といふものは、密接でなければ児童行政といふものはうまくいかない。だから私かどうかというところは、その十対一の関係がうまくいかないかにかかるといふ。だからその間のあなたの方の児童局が、厚生大臣の大臣から末端の末梢に至るその児童福祉司に、いわゆる電気がびびり通ずるような形に行政の系列ができておれば問題は無い。ところがその二つの役所の関係が必ずしも明白でない。従つて役所の関係が明白でないことは、おそらく末端の人間の関係も明白でないだろうと思つて、人間関係まで今問題をおろしてきたわけですが、こういう関係はどういう指導をして具体的にどういうことになつておるのか。

○高田(浩)政府委員 児童福祉司は、今お話しのように、全国的に見ますと、きつめて数が少い格好になりまして、くまなく網を張つて直接自分がタッチするということには人的な実力というものが伴つていないのが実情でございまして、いわばきつめて少数の人間で非常に広い範囲のものを支へて、それを自分がかけずり回つて処置をすることが、ほんとうはしなければならぬのでございまして、そこまですべていってない。従つて一面において、ここに書いてありますように、市町村の協力を求めることは言うまでもありませんが、第一線の社会福祉事務所勤務しております社会福祉主事の協力によりまして問題の点を把握して、その上で児童福祉司の手にかかってくるものが選択をされるというのが実情でございまして。本来からいへばこれはそれぞれ職分が違つてゐるわけですが、いま少し、児童福祉司は児童福祉司として独自の活動分野を持ち、東奔西走しなければならぬことは言うまでもありませんけれども、実情は今さうなつておるものであります。これらをつつしりした形にするというにつきましては、その辺の第一線の実情の改善とにらみ合せてやらなければならぬ、というふうな考えでおるものであります。

○滝井委員 児童福祉法の七條で取り扱つてゐる児童福祉施設に入つていく子供といふものは、やはり肉体的に見ても精神的に見ても何らかの形で異常があると思ふ。少くとも要保護児といふのは、家庭環境に何か恵まれぬ欠陥がある子供、あるいは身体的に見ても精神的に見てもあるいはその性情から見ても何かそこに欠陥障害がある、

こういう子供が保護の対象になるわけなんです。そうしますとこれは単なる社会福祉主事だけが見てやるのではなくして、当然専門的な技術的な見解を持つておる児童福祉司のふるいにかかつていかなければならぬと思ふのが、その末端の両者の間に緊密な連絡がとられなければ、児童行政の的確性といふものは欠如することになるのです。それにもう一枚保健所が加わつていけばこれは非常にいいことになる。ところがなかなかない三本の柱が動くような場合にはいいかないのです。二本でさえも、福祉事務所と児童相談所がうまくいかないというところから、まず二本だけは先にやつてその次に保健所がやる。そうしてその中で働いておる社会福祉主事と児童福祉司と保健所の保健婦なりあるいは助産婦なりあるいはその医師なりといふものがさらにこれに協力していくという形になれば、行政機構の人的な充実ができていないにしても、まずその三者がうまくいかにいけば、何とか人間不足といふものはカバーできてくる。それをやらないから至るところに弱点を暴露して、児童行政といふものが全く日の当たらない行政であるといふことを白日にさらすことに今なつてきておるのです。そういう点はもう少し考えてもらなければならぬ。

大臣が来されたから、もう一つだけあなたにお尋ねして次に入りますが、それらの役所の中の人間の関係の中にいま一つ入つてくるのが民生委員、児童委員なんです。現在十二万五千の民生委員と児童委員がある、こういうことになつておるわけなんです、この民生委員としての役割は私は高く評価していいと思ふ。あたかも福祉行政における社会福祉主事の働きが非常に目ざましいように、民生委員の働きも目ざましい。ところがそのうちからは児童委員の働きは一体どういうことになつておるかということなんです。しかもその児童委員と今言った社会福祉主事と児童福祉司との関係ですね。これらのものが大体的にやつてゐるかどうかということなんです。この点あなたの所見を一つ伺つておきたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 いわゆる役所側とそれから児童委員との連携といふものが緊密にならなければ十分成果を上げ得ないことはお話の通りでございまして、各地方とも定期的な児童委員の連絡の会合等には児童福祉司等が出席をいたしましてお互いに連絡を合つていふふうな仕掛けにいたしておるののでございまして。それから民生委員と児童委員の活動でございまして、民生委員と児童委員といふばうらはらになつております。両方それぞれ仕事があるわけですが、両方それぞれ仕事があるわけではございませんが、実際問題としてはいわゆる方面委員時代からその方面の仕事がずっと主流をなしてきていた関係上、当初におきましてはいわゆる児童委員としての仕事は十分活発でなかったのではないかと疑われる節もあつた。これはなきにしもあらずと思ひますが、近時児童の問題でありますとか、あるいは母子福祉の問題でありますとか、あるいは母子衛生の問題でありますとか、そういう方面における児童委員としての活動は従前に比べますと相当活発になつてきておるやうに私ど

き込みました県の母子福祉課長が来ておりましたので、私は個人的にこれを尋ねたのでございます。そういったまじら、こういうふうな報告書を私によこされたのでございますが、これははつきり申し上げると、静岡県は国の予算はとってあるけれども、県の方ではないということをお尋ねしたら、二十九年からずっとこうしてとっているんだという報告書を送ってくれております。私はこの静岡県を考へておりましたけれども、局長がそういう県があるとおっしゃったのはこの静岡県でございましょうか。それともほかのどこかの県か。私はこの県だけだと思っておりますが、もし局長がほかにあるということでしたら、その県をおっしゃっていただけませんか。もし私の言った県と局長が考へておいた県が同じであるとしたら、これは厚生省が實際を把握しそこなつたのか、あるいは向うがいかげんな、こういうような報告書を私にくれたのか、どちらかと私は迷うわけでございますが、その点はどうなんでしょうか。

○高田(海)政府委員 いくつかお話がありましたときの状況におきましては、今お話の県でございまして、それで、これは二十八年、九年、三十年は国から補助をいたしております。三十一年においてはなかったわけでございます。その後三十二年度においてこの前お目にかかりましたから大臣初め御努力をいただきまして計上する手はずにあるいはなつたかと思ひますけれども、これはまた調べて御返事申し上げます。○中山(マ)委員 そういうわけでございまして、何と申しまして大臣の出

身県でございまして、これがもしもいかげんなことを私に報告いたしておるといたしますれば、これを差し上げますけれども、どの県によらず、せつかく国がそれだけの予算をとってくれまして、今度もまたこれを三分の二まで引き上げていただいておりますのに、その県の母子家庭がその恩恵にあずからなかつたといひますれば、これはずいぶん重大なことであり、厚生省としても非常な手ぬかりではなからうか。今局長は、児童局はまだ十年にしかならないのだからというお話でございまして、御承知の通り子供の問題が非常にやかましくなりましたのは終戦後でございます。忘れたら子供たち」というような本も石田官房長官がずっと前に書いていらつしやるようなことでございまして、いろいろな面へ落ちていた。これは日本だけではございませぬ。ヨーロッパの子供たちの問題も映画にまでなりまして、いろいろと子供の問題は相当水平線上に上つてきたということを考へておるのでございまして、ことに子供といふものは、おとなのようにみずから声を上げて陳情のできる人たちでもないでございまして、私は特にそういう問題については厚生省が懸命に力をお入れ下さるべきであらうと思ひます。地方においては赤字があるもので、相当なことができないのを残念に思ふという、今の滝井議員の御質問に對しての大臣の御発言もあつたやうであります。一つどうぞこれを機会に全国をシラミつぶしに調べていただいで、陳情もし得ないところのこの人たちのために特に力をお入れ願ひたいと思ふのでございまして。

もう一点は、私がこの間岐阜県に参つたときでございましたが、向うのいわゆる福祉司の人の話を聞いたのでございまして、妊娠中あるいは一定の病気をすれば必ず生まれてくる子は精神薄弱児である。私はちよつとその手紙を持つてくるのを忘れたのでございまして、そういう面は把握していらつしやるのでございまして。これは先ほども滝井議員から予防の点から考へていかなければならぬというお話がございまして、生まれてくる子が必ず精神薄弱であるという子は、親にとりまに連れ出すということは、親にとりま世話するでしようが、自分が死んでしまつたときにこの子がどういふ生活をしていくであろうかというやうなことを思ひますれば、私も母親の立場から非常な心配になるだらうと思ひます。優生の方でもとにかくいろいろな病氣のある人は処理ができるという面もあつたとは記憶しておりますが、そういう病氣は御把握になっていらつしやいますか。

○高田(海)政府委員 確かに今お話のありましたように、妊娠中の一定の病氣なり呼吸麻痺等によつて、生まれてくる子供が精神薄弱児になる。すなわちそういう因果関係といふものはあります。精神薄弱児のうち何パーセントがいかなる原因に基いてそういう状態になつたかという数字は現実にはございせんが、そういう意味におきまして不可避的なものはやむを得ないといひまして、妊娠中の指導と申しますか、保健指導と申しますか、そういった面を児童行政の一環としてやつ

ておるわけでございまして。これも十分徹底しない面はあるかと思ひますけれども、やはりお話のように偶因を原因のうちに防ぐということがすべての行政の根本でなければならぬと思ひますので、そういった意味で母子あるいは児童の保健福祉に力を尽して参りたいと思ひます。

○中山(マ)委員 婦人が懐妊いたしましたらと保健所で母子手帳をもらう。そういうこともございまして、その母子手帳を渡しますときに、こういうこともぜひ一つ徹底して保健所で究明していただきたい。普通の家庭の裕福なものは婦人科にかかつて予防の点も十分手入れができるかと思ふのでございまして、貧困な家庭では生活に追われてそこまで私はやれないと思ふ。それでぜひ保健所をしっかりと建て直していただいて、医者のいないやうな保健所もあるとかいふやうなことを聞き込んでおるのでございまして、これはどうなんでしょうか。

私は関連質問でございまして、すぐやめさせていただきますけれども、大臣に、これは単に児童局の問題だけでなく、おとなの精神衛生に關係することでもございまして、昨日の新聞の天声人語的なところに、テレビや放送なんかで今やかましく申しております精神病者、屋はまじめに勤めておつて、家に帰ると全然反対の面が出てくる精神分裂症の問題がやかましく取り上げられております。きのう書いてありますのにつきて、こういう人が二十万人おる。それについて野放図に厚生省といふか政府がしておる。そうしてこういう残虐行為が行われてから騒ぐ。その子供は中学校に入るばかりに

なつておつたのでございまして。それがずたずたに切り裂かれてピン詰になつておつたといふのがきのうやかましい問題になつておりました。私が厚生省で政務次官をいたしておりましたときに、思ひ出しますれば、そういうふうな精神病のおとなを何とかして徹底的に調査すべきではないかという問題が出ておりました。しかし、これは、デリケートな問題であるから、家庭々々をシラミつぶしに調べていくことも困難であるといふので、そのままになつたやうに私は考へておるのであります。ところが、こういう問題が出て参りますと、精神薄弱児に關連していわゆるおとなの精神病者がこうして健全な児童に及ぼすところのおそろしい影響を考へまして、つ然としたわけでございまして。大臣に伺ひますが、ベッドが少いので精神病者を十分に何するかにいかぬと言われるのですが、私が厚生省におりましたときにいろいろの問題が起りました。これを徹底的に調べて、強制的に入院させる、そしてその家庭の人たちには生活保護をぐく秘密で支給するといふところまでいったことを記憶いたしております。これはなほは伝染病でおそろしいのでございまして、しかしこの精神病といふものは、社会に悪影響を及ぼすことを考へますと、いわゆる精神病患者に對しての厚生省の今日のお考えはいかがでございましょうか。これが取りやめになりましたのは二十八年度だと記憶いたしておりますが、これは新聞がいわゆる世の良識をきのう書き立てておるのであります。それはその通りだと思ふ。安心して子供を外へ遊びに出すことができない。これは世の母親

が非常におそれおることだろうと思
いますので、厚生省はこういう精神病
患者に対する対策について、ベッド数
が足りない、今後どうなさるかとい
うことをお尋ねしておきたいと思
います。

○神田国務大臣 ただいま中山委員の
御指摘になりました、昨日の朝刊等
によつて報じておりました変質者のあ
の残虐行為については、実は私もこれ
は驚愕したようなわけでございまして、
ことにああいう変質者とまでいって
おるかどうか、これはいろいろ見方があ
ると思いますが、全国に相当多数の精
神病者といましようか、変質者とい
いましようか、しかも成年で放置され
たまになつておるといふことを知り
まして、これは実に困つたことであ
る、一つ大胆な手を、しかも至急に打
たないと、すべての国民が不安にから
れることでございまして、何か考え
なければならぬ、とこういふ考え
を持ったようなわけでございまして。た
だ昨年度の予算の編成に当りまして
も、結核病床と精神病床の増加のこ
とをだいたひ検討いたしましたのでござ
います。結核病床は御承知のように最近だ
いぶ飽和状態というか、非常に治療が
進んで参りまして法律的には助成する
ことを一応見合せようじゃないかとい
う段階まで来たわけでございまして、
精神病者の方はむしろふえるのじやな
いだらうか、今後精神病者の方に相当
病床の増加を急激に行ふ必要があるの
ではないかというような議論も出まし
て、若干そういう考えで計上したわけ
でございまして、何しろ全国に散在し
ておりますので、だいたひ最近では国も
県もまた診療機関の方も病床の増加は

主として精神病床の方に變つてきてお
るのでございまして。しかし昭和二十九
年に調べた精神分裂、あるいは憂うつ
病とか、てんかんとか、梅毒性障害等
のいわゆる精神病者の数が当時約百三
十万と推定されておるようでございま
すが、非常にたくさんな数であります
から、抜本的な処置には苦勞しておる
といふようなわけでございまして。しか
しあしたの事件を契機といたしまして
、中山委員の今お述べになられたよ
うに私も一つ急速に、医学の進歩に
よつて今までは根治できないといつた
ようなものがなおるといふこともい
れておるときでございまして、でき
るだけ一つ精神病床の整備をはかり
たい、こういう考えでございまして。こ
しは三千三百床増そうといふことで実
は例年に比べて非常にふやしたので
ございまして、全体の数からいふと非常
に少いといふことになるわけなので
ございまして。十分一注意いたしまして
計画を立てて参りたい、かように考え
ております。

○中山(マ)委員 厚生省は大臣がにら
みをおきかせになる面が非常に多いの
であります、まるで人生百貨店みた
いなところでございまして、ぜひ一つ
児童局長に私はくれぐれもお願ひ
いしておきたいと思つております。子供
たちを守る省でございまして、大臣に
再々お迫り下さいまして、この問題
は、結局犠牲になるのは抵抗力のない
年少者だと思つておりますので、どうぞ児童
局の一つの柱として、この大人の精神
薄弱なる者に対する処置を子供に對す
る施策としてぜひお取り上げになりま
すよう、くれぐれもお願ひいたしまし
て、関連質問を参ります。

○滝井委員 最初に大臣の御答弁で
きただけ努力するというお話がござ
いまして、実は現実にもうすでに府県
においては、地方財政の貧困のために
児童福祉の専門の独立した課という
ものがなくなつておる県が、たぶん私の
調べたところでは四県か五県ぐらいは
そういうところが現実に出てきておる
わけなんです。これは単に末端の府県
の行政でそういう形が出てきておるば
かりではなくて、厚生省の今の各局の
状態を見ても、今厚生行政で非常に
なばなく充実をしてやられておるな
と、日本の国の財政から見てもまあ
充実にやられておるなと思つておる
は、保険行政と社会局行政なんです。そ
して厚生省の中で一番日の當つていな
いところという児童行政と公衆衛生
行政なんです。今も中山先生からも御
指摘のあったように児童行政という
のは病気の予防と同じだといふことを
私ははいせん申したのですが、やはり
早期発見早期治療なんです。子供の
ころに、たとえば小児麻痺になつた子供
を早く見つけて、そしてその肢体不
自由な状態を矯正していくといふのは
やはりこれは子供の時代だと思つて
います。また精神薄弱な子供をよりよ
き方向に導いていくのもやはり子供の
段階だと思つております。精神病は固
まつたらこれは処置しないのです。そ
ういふことから考えると、公衆衛生の予
防行政と児童行政というものはこれは
非常によく似ておるのです。しかもそ
の二つのものが現在の日本の厚生行政
においては一番日の當らないところに
置かれておる。厚生省自身でもそう
いふ日の當らないところに置かれて
おるがゆえに、公選の知事なんといふもの

は、やはりこれはみんなにアピール
するところに金をつぎ込んでいく、そ
うすると厚生省でもそでにされておる
うな局の所管の末端の行政というもの
は、やはりそでにされてくるのです。
だから一番先に課を減らすといへばど
こを減らすかといふと、いわゆる衛生
部関係のものとか、民生部の関係、し
かもその中でも児童とか婦人というよ
うな弱いところが一番先に切られ
ていくのです。もうすでにそれは具
体的に現われてきたわけなんです。厚生
省自身にも、大臣自身の足元にもそ
ういふ傾向が現れてきておる。厚生行
政といふものは病氣になつた人にな
おす金をつぎ込む前に予防行政に金をつ
ぎ込むべきじゃないかと思つておる
のではあるかと、そこに働いておる
定員の充足率を見てみるとよくわか
るのです。予防行政を扱う保健所が、こ
の前私が大に御質問申し上げたよ
うに七割の充足率しかなかった。児童福
祉司も同じです。全国の定員が九百八
十九名、約千人なのですが七百八
十名、不足してない。児童行政は大事だ、
やらなければならぬといわれておりま
す。私はきょうは時間がないから次に
しますが、保育所といふものは、全国
の代議士諸君はおれの県に保育所を
作つてくれといつてわんざわんざ児童
課あるいは児童局にお願ひに行く。と
ころが実際にお願いに行つた人た
ちが、児童相談所なり福祉事務所を通
じて一番関係のある保育所の行政面
のことについては、もう保育所ができた
あとは野となれ山となれといふこと
なんです。いづれ保育所の運営や内部問
題を質問しますが、そういう形なので

す。こういう点はわれわれ政治家も反
省をしなければならぬが、行政の衝
をあげる最高責任者としての大臣も考
えてもらわなければならぬ。現実にも
うすでに国は、ことしの予算を見ても
保健所でいへばわず七割の金しか大
蔵省は組んでいません。ことし百
パーセント人間の増加をさせようとし
たら予算は足りない。大蔵省は充足率
を七割しか見ていない。国がそういう
姿ですから知事なんかは、国が七割し
か組まぬものをわれわれが何で組むか
といふことになつて、国以下の予算し
か組まないという結果が出てくるので
す。これは大臣、保険局の行政も社会
局の行政も大事だけれども、それに劣
らぬ、少くともそれと同じ程度にまで
公衆衛生行政と児童局の行政を引き上
げていく心がまえをこの際持つて
わなければ、こういうところは永久に
日が当らない。日が当たらないと府県
はそれに右にならえをする。その傾向が
もうすでに出てきておるといふことな
のです。こういう点に對する、まず大
臣自身の足もとの問題を御答弁願
ひたい。

○神田国務大臣 今の滝井委員のお述
べになられましたことは全く私も同感
でございまして、三十二年度予算編成に
当りましてこれは非常に強く主張
いたしましたのでございまして。これはい
ろ他の機会にも私の考えを申し上げ
てはおりますが、今年度におきまし
る財政当局の逆攻勢を受けて、それ
を原状回復するのに非常な努力を要す
る。さらにそれにプラス・アルファが
出たわけでございまして、これはきわ
めて重大なこととございまして、こと

に予防行政の問題はもう私も全く同感でございますので、今後機会あることに政府内部におきましても、また地方庁に対しましても十分な連絡をとりまして、その関心を高めまして、所期の目的を達成したい、かように考えておりますので御了承願いたいと思ひます。これでやめますが、実は日本の現状というものは、こういう福祉とか公衆衛生という面について、金をつぎ込むことに非常に消極的なのは日本の官庁ばかりではない、日本の民間の事業場、会社なんかもみなそうなのです。そういう傾向がある。われわれは学生の時代に、とにかく病院長とかあるいはそれを所管している人に、そういう福祉行政や病院行政に金をつぎ込む措置をとりなさいと言つてもだめなのです。こういう福祉行政や衛生行政の教育は、まずその社長なり、大臣なり、総理大臣、いわゆるおやじ教育というものをやらなければならぬということをよく言つてきたのだが、日本の行政は現実がまさにそうなんです。これは厚生大臣に教育するわけではありせんけれども、厚生大臣から各閣僚なり大蔵大臣に教育をしてもらつて、こういうことに金をつぎ込む方が、結局長い目で見た国家百年の大計で、金が必要なるようになるのだということを教えてもらう方がいいと思ふ。目先ばかりを見て、そして病人が出たから百の金をつぎ込むよりも、病人の予防のために三十か五十の、半分の金をつぎ込んだ方がもっと有効なのです。そういう点を大臣はぜひ他の閣僚を教育していただいて、大蔵当局なり閣議でこういうひよわい予算が削られないように御努力をお願いして、午

前中の質問を終わります。まだ午後はやります。

○藤本委員長 暫時休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和三十三年四月十七日印刷

昭和三十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局